

港湾整備事業特別会計に係る消費税の修正申告及び延滞税の発生について

令和6年9月27日に港湾整備事業特別会計（令和5年度決算分）に係る消費税の確定申告（還付申告）を行いました。令和7年2月13日に国税庁から指摘があり、それに基づき過去の申告も含め確認したところ、「特定収入に係る特例（※1）の適用漏れ」及び「軽減税率（※2）が適用される支出額の重複計上」により、令和3～5年度決算分に係る申告額に誤りがあることが判明しました。

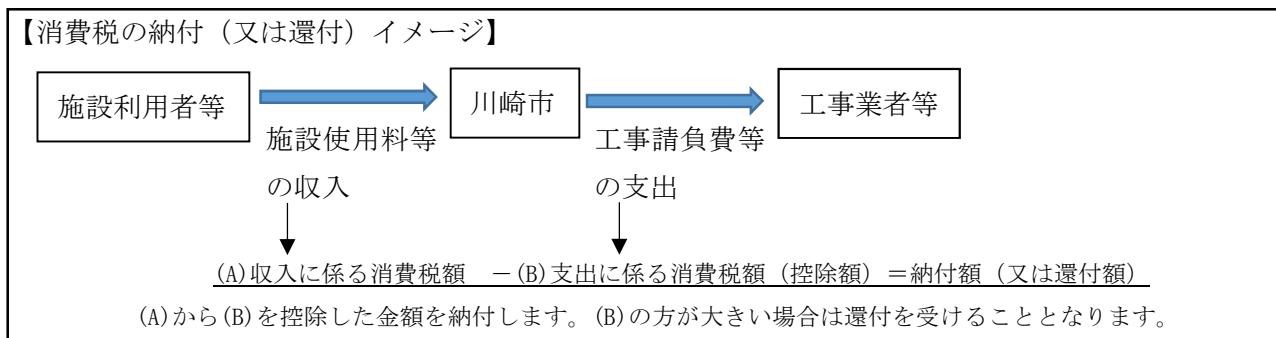
これにより消費税の修正申告を行い、国税庁に納付（還付額6,584,000円を返金）するとともに、延滞税71,700円の支払いが必要となりましたので御報告します。

（※1）特定収入に係る特例：地方公共団体の特別会計に係る消費税額の計算においては、収入における特定収入（配当金等）の割合が5%を超える場合、「支出に係る消費税額（控除額）」を、特定収入の割合だけ減額させる特例が設けられています。

（※2）軽減税率：消費税率については令和元年10月から原則10%に変更されましたが、一部の品目（飲食料品や新聞など）に係る取引については適用税率を従来の8%とする軽減税率制度が設けられています。

1 港湾整備事業特別会計における消費税の確定申告

港湾整備事業特別会計については、一般会計と異なり消費税法上申告が義務付けられているため、毎年度国税庁に確定申告を行っています。



2 今回の修正申告について

（単位：円）

	令和3年度決算分 (R4. 9.30 当初申告)	令和4年度決算分 (R5. 9.29 当初申告)	令和5年度決算分 (R6. 9.27 当初申告)
ア 還付額（当初申告）	88,784,573	6,633,302	186,633,842
イ 修正後の還付額	88,775,873	6,616,402	180,075,442
ウ 特定収入に係る特例（※1）の適用による還付額の減	無し	無し	6,551,200
エ 軽減税率（※2）が適用される支出額の重複計上の修正による還付額の減	8,700	16,900	7,200
ウ+エ 還付額減額分の合計 （修正申告による納付額）	8,700	16,900	6,558,400
ウ+エ 合計			6,584,000

3 経過

(1) 令和6年9月27日(金)

港湾整備事業特別会計における令和5年度決算分について、国税庁川崎南税務署に消費税の確定申告(還付申告)を行いました(当初の還付額186,633,842円)。

(2) 令和7年2月13日(木)

国税庁業務センター川崎南分室から、令和5年度決算分の収入における特定収入の割合が5%を超えている旨の指摘を受けました。

(3) 令和7年2月13日(木)～3月6日(木)

- ・指摘を受け庁内で確認を行った結果、令和5年度決算分における特定収入が5%を超えており(5.9%)、消費税法上の特例が適用されるため、当初申告に基づく還付額186,633,842円が6,551,200円減額となることが判明しました。
- ・また、過年度分(令和元年度決算分から5年間分)を含め庁内で確認を行った結果、令和3～5年度決算分について算定誤り(消費税率8%(軽減税率)が適用される支出について、消費税率10%が適用される支出にも重複計上していた)があり、当初申告額から還付額が32,800円減額となることが判明しました。

(4) 令和7年3月7日(金)～3月18日(火)

- ・上記における申告誤りの内容を踏まえ、次のとおり修正申告を行いました。

令和5年度決算分	令和7年3月7日(金)修正申告 " 13日(木)還付額減額分の納付
令和3・4年度決算分	令和7年3月11日(火)修正申告 " 18日(火)還付額減額分の納付

4 延滞税について

還付額減額分の納付については納期限(各決算年度の翌年度の9月30日)以降に行われたため、納期限の翌日から還付額減額分の納付日までの間の延滞税(合計71,700円)の支払いが必要となります。今後、国税庁川崎南税務署からの指示に従い、速やかに延滞税の支払いを行います。

5 原因

担当部署である港湾局港湾振興部庶務課において消費税制度についての理解が十分ではなく、特定収入に係る特例措置について適正な申告に反映ができなかったこと、また、軽減税率が適用される支出に係る控除額の計算について複数人によるチェックが行われず、誤り(内部集計における自動計算式の設定に誤りがあったこと)を発見できなかったことが原因です。

6 再発防止策

事務マニュアルの改良を行うとともに、制度のポイント等を記載したチェックリストを作成し、申告書類の複数人チェックを徹底することで、再発防止に努めてまいります。

(問合せ先)

川崎市港湾局港湾振興部庶務課 吉岡
電話044-200-3049